

介護職員初任者研修受講料の 全額又は一部を補助します！

次の条件を全て満たす場合に、補助事業者介護職員1人当たり**80,000円**を補助します。

【補助事業者】

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する県内の事業所を運営する法人
(交付要綱第2条をご確認ください)

※**個人単位で申請することはできません。**

【対象となる経費】

- ・事業者が研修事業者に直接支払った**受講経費**又は介護職員が負担した受講経費に対して当該職員に支払った**支給金**。

※領収書の日付けは、**平成30年4月1日から平成31年3月15日まで**のものに限ります。

【対象となる介護職員】

- ①**平成30年4月1日(日)以降に研修を開始し、平成31年3月15日(金)までに介護職員初任者研修を修了している者。**
※研修受講期間が年度をまたぐ場合(3月に開始し4月に終了する等)は、助成の対象にはなりません
- ②申請時点で事業者が運営する県内の事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労している者。
- ③申請時においても就労が継続されている者。
※本事業の申請に係る研修経費について、他に補助や助成を受けている場合は、助成の対象にはなりません。

【申請の流れ】

- ①申請書類を全て揃えて、申請期限内に郵送にて提出して下さい。
※**補助要件を満たした時点で、速やかに提出してください。**
- ②補助金の交付が決定した法人には、通知文を送付します。
- ③請求書受理後、補助金を振り込みます。



【提出書類】

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②所要額（精算額）調書（別紙1-1）
- ③受講した介護職員の就労証明書（別紙1-2）
- ④受講経費の領収書（原本）又はクレジット契約証明書（利用証明書）

※**下記の事項が全て記載されている必要があります。**

- ア 介護職員初任者研修事業者の名称
- イ 初任者研修の受講に要した経費であること
- ウ 初任者研修の受講者の氏名
- エ 領収額（又はクレジット領収額）
- オ 領収日（又はクレジット契約日）
- カ 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数
- キ 領収印

宛名が介護職員本人又は補助事業者のものに限ります。

- ⑤受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類（研修案内等）
- ⑥補助事業者が介護職員に支給した場合は、支給明細書の写し
- ⑦研修機関が発行する修了証明書（写）

必要な書類が申請期間内に全て提出されないと、交付出来ません。

必ず揃えてから申請して下さい。

※提出書類の様式は、県高齢福祉課のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/h30syoninsyakensyu.html>

【申請期間】

平成30年7月2日（月）～平成31年3月15日（金）必着

※補助要件を満たした時点で、速やかに提出してください。

【お問合せ・申し込み先】

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係

TEL：058-272-8289 FAX：058-278-2639

c11215@pref.gifu.lg.jp



※**下記を切り取り、封筒の表面に貼って**お出し下さい。

また、**封筒の裏面に①法人の住所、②名称**を必ずご記入願います。

-----きりとり線-----

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係 行

「介護職員初任者研修支援事業費補助金 申請書在中」

法人名 _____